

【注の追加】

(追加)

1 看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として30点を更に所定点数に加算する。

注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を更に所定点数に加算する。

A 2 1 8 地域加算 (1日につき)

【項目の見直し】

- 1 1級地
- 2 2級地
- 3 3級地
- 4 4級地
- 5 5級地
- 6 6級地

- 18点
- 15点
- 12点
- 10点
- 6点
- 3点

- 1 1級地
- 2 2級地
- 3 3級地
- 4 4級地
- 5 5級地
- 6 6級地
- 7 7級地

- 18点
- 15点
- 14点
- 11点
- 9点
- 5点
- 3点

A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算 (1日につき)

【点数の見直し】

10点

20点

A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算 (週1回)

【点数の見直し】	200点 → 300点										
【注の見直し】	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、抑うつ若しくはせん妄を有する患者、精神疾患を有する患者又は自殺企図により入院した患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して、当該患者の精神症状の評価等の必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科リエゾンチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、抑うつ若しくはせん妄を有する患者、精神疾患を有する患者又は自殺企図により入院した患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して、当該患者の精神症状の評価等の必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科リエゾンチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。ただし、区分番号A247に掲げる認知症ケア加算1は別に算定できない。</p>										
A232 がん診療連携拠点病院加算 （入院初日）											
【項目の見直し】	<p>がん診療連携拠点病院加算（入院初日） 500点 →</p> <table border="1" data-bbox="1444 1029 2060 1284"> <tr> <td colspan="2">がん拠点病院加算（入院初日）</td> </tr> <tr> <td>1 がん診療連携拠点病院加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ がん診療連携拠点病院</td> <td>500点</td> </tr> <tr> <td>ロ 地域がん診療病院</td> <td>300点</td> </tr> <tr> <td>2 小児がん拠点病院加算</td> <td>750点</td> </tr> </table>	がん拠点病院加算（入院初日）		1 がん診療連携拠点病院加算		イ がん診療連携拠点病院	500点	ロ 地域がん診療病院	300点	2 小児がん拠点病院加算	750点
がん拠点病院加算（入院初日）											
1 がん診療連携拠点病院加算											
イ がん診療連携拠点病院	500点										
ロ 地域がん診療病院	300点										
2 小児がん拠点病院加算	750点										
【注の見直し】	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に、別の保険医療機関等からの紹</p>										